平成２９年（フ）第２６２号
兵庫県伊丹市西野２丁目148番地　ヴェントゥーノ西野106号
債務者　中嶋　美樹（旧姓吉江）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―727
債務者　辻堂佳代子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市勝原区宮田298番地６
債務者　稲田　加織
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市北原７番地87
債務者　伊勢　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市大津区天満228番地４
債務者　前田　時男
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４３２号
兵庫県姫路市大津区西土井182番地１
債務者　藤井美由紀（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４６号
兵庫県加古郡稲美町加古1836番地の２　上新田高層住宅２棟503号
債務者　坪内　淳子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０６号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目２番12―502号
債務者　中山亜唯美（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
鳥取県米子市両三柳290番地５、前住所鳥取県米子市両三柳421番地３
債務者　夜見　　忠
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６１号
鳥取県米子市両三柳421番地３
債務者　夜見　友和
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１１０号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―605号、前住所鳥取県米子市夜見町2110番地　ラフェスタ夜見町207号
債務者　太田　稔彦
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１１４号
鳥取県米子市大崎2275番地147　県住56―11棟41号
債務者　岡本　繁保
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８０３号
広島市東区馬木８丁目520番地85
債務者　葛原　裕子（旧姓宇根）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４号
山口県宇部市中村１丁目６番23号
債務者　蕨　　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１９７号
徳島県徳島市津田町４丁目４番４―22号　レジデンス津田
債務者　中嶋小百合
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１０号
香川県丸亀市土器町北２丁目100番地３　シェーンベルク土器Ｅ棟102号
債務者　須和　　武（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１３号
香川県坂出市林田町1632番地１　ルルディＢ棟202号
債務者　石川宗二郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部